

# 環境フェア2024

## フリーマーケット出店要項

### 1. 概要

- ① 名 称 環境フェア2024フリーマーケット
- ② 日 時 令和6年6月1日（土） 午前10時から午後2時まで
- ③ 会 場 もてなし広場
- ④ 募集区画 28区画（1区画あたり 縦1.8m×横3.0m）
- ⑤ 出 店 料 無料
- ⑥ 主 催 高崎市

### 2. 出店までの流れ

- ① 申込みの受付開始日 令和6年5月 1日（水）
- ② 申込書提出の締切日 令和6年5月17日（金）
- ③ 結果の発送 開催日の1週間前までに書面にて結果通知を発送いたします。
- ④ その他 募集区画以上の申し込みがあった場合は、抽選になります。  
なお、抽選結果等の問い合わせにはお答えできません。

### 3. 申し込み方法

必ず、所定の申込書、誓約書を使用して、次により提出してください。

- （対 象） 市内在住、在勤もしくは在学の方
- （申込書） ① 環境フェア2024フリーマーケット出店申込書  
② 誓約書
- （提出先） 高崎市環境部環境政策課（市庁舎2階 37番窓口）環境企画担当あて  
高崎市高松町35番地1  
電話：027-321-1251（直通）
- （締切り） 申込書及び誓約書の提出期限は、令和6年5月17日（金）  
郵送は締め切り日必着と致します。

### 4. フリーマーケット当日の流れ

- ① 会場への入場及び出店準備作業の時間等については、結果通知と同時にお知らせいたします。
- ② 搬入作業は係員の指示に従い、作業を終えたら、搬入車両は速やかに指定の駐車場に移動させてください。
- ③ 午前10時からフリーマーケットの開始となり、午後2時で終了となります。  
午後2時より前に売り切れなどにより終了とする場合であっても、午後2時以降に係員が指示するまで撤収作業はできませんので、他の環境フェアイベントに参加してください。（ただし、区画から離れる場合は、現金や商品、貴重品などは、自己の責任において管理すること。）

- ④ 午後2時以降に係員の指示により使用した区画内、区画周辺をきれいに掃除して撤収作業に就いてください。搬入車両の入場は、安全を確認でき次第、順次係員が指示しますので、それに従ってください。発生したごみはお持ち帰りください。

## 5. 販売可能な品

- ① 家庭から出る再利用可能な品物（衣類、本、玩具、生活雑貨など）
- ② その他、市長が適当と判断したもの

## 6. 販売できない品

- ① 飲食品全般（ペットフードなどペット用含む）
- ② 動植物すべて
- ③ 刃物、エアガン、火薬などの危険なもの
- ④ 動作確認ができない電化製品、DVD、CD、ビデオテープ、ゲーム等のソフト
- ⑤ 金券類
- ⑥ 1品あたりの販売設定価格 1万円を超えるもの
- ⑦ 中身が見えない、確認できないもの
- ⑧ 法律に違反するもの
- ⑨ 公序良俗に反する等、社会通念上不適切なもの
- ⑩ その他、市長が不適当と判断したもの

## 7. 禁止行為

- ① 区画の又貸し
- ② 転売行為
- ③ 発電機、火気、危険物の使用
- ④ 周囲の風紀を乱す行為
- ⑤ 宣伝、勧誘、布教、契約行為を目的とした行為
- ⑥ ハンドマイク、メガホンなど、他に迷惑となる音響機器の使用
- ⑦ 当日販売しない品の宣伝行為
- ⑧ ペットの同伴（苦情が想定されるため）

## 8. 留意事項

- ① フリーマーケット当日、出店者は主催者（係員）の指示に従うこと
- ② 販売可能か判断できない場合は、事前に主催者へ問い合わせること
- ③ 出店許可書は、速やかに提示できるよう会場に持参しておくこと
- ④ 次の強風対策を講じること
  - ・必要に応じて日照対策や小雨対策のためのテント、パラソルなどの使用を認めるが、強風にあおられ飛ばされることがないこと
  - ・危険を感じたら、速やかにテント、パラソルなどをたたむよう安全第一であること
  - ・販売する品が強風で飛ばされないよう対策を施すこと

- ⑤ 会場内で発生するトラブル、盗難、万引き、置き引き、破損などには十分注意すること  
万が一発生した場合は、自ら対応し、必ず主催者へ速やかに報告すること  
主催者は、出店の範囲内で発生したトラブルその他一切の責任を負わない（駐車場での  
トラブルも含む）
- ⑥ つり銭は、出店者自身で事前に用意しておくこと
- ⑦ 出店に使用するテント、パラソル、シート、販売台、後片付け用の清掃道具、ごみ袋な  
どは出店者が用意すること
- ⑧ 各区画に対して電気、水道の供給はしない
- ⑨ 誓約書に記載のある事項に違反が認められた場合、主催者が当該出店者の出店を中止す  
る場合があること

## 9. 出店者用の駐車場

出店者用の駐車場は、搬入のために使用する車両を対象に原則1台分を用意しますので、  
主催者の指示に従ってください。また、出店にあたり2台目以降の車両に必要な駐車場は、  
自己負担により各自ご用意ください。

## 10. フリーマーケットの中止

当イベントは、雨天中止とし、中止する場合は前日の午前中までに出店申込者あて電話連  
絡します。連絡を受け取れる状態で備えていてください。

## 11. 取材協力の依頼

- ① 当日の会場において、写真の撮影や録画、取材を受けることがありますので、ご協力く  
ださい。
- ② 取材の内容が、市のホームページやSNS（ソーシャルネットワークサービス）、テレビ、  
ラジオなどのメディアに使用されることについてご承知おきください。なお、取材情報  
は高崎市に帰属します。

## 12. お問い合わせ・連絡先

〒370-0861

高崎市高松町35番地1

高崎市環境部 環境政策課 環境企画担当（市庁舎2階 37番窓口）

高崎市高松町35番地1

電話：027-321-1251（直通）